

【農業法人向け】

問1 投資円滑化法の目的は何ですか。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）は、「農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与すること」（第一条）をその目的としています。この法律に基づいて農業法人投資育成事業を行う者から出資を受けた農業法人は、その目的に沿った形で出資金を活用していただく必要があります。

問2 「農業法人投資育成事業」、「農業法人投資育成制度」とは何ですか。

「農業法人投資育成事業」とは、

(ア)株式会社又は投資事業有限責任組合（ファンド）が、農業法人の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業

(イ)農業法人への経営又は技術指導

を行うものであり、農業法人に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていくものです。

「農業法人投資育成制度」とは、投資円滑化法に基づき、農業法人投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けて、農業法人投資育成事業を行う制度です。

問3 農業法人投資育成制度とA-FIVEとの違いを教えてください。

A-FIVE又はA-FIVEからの出資を受けたサブファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）により「農林漁業以外の業種に属する事業者から出資を受けること等により農林漁業を行う法人とは別に設立された2次産業・3次産業の分野における農林漁業者主体の法人」に対して出資することができます。

また、農林漁業を行う法人が、自ら加工・流通等を行っても、農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人に対しても出資することができます。ただし、農林漁業を行う法人のうち、農業法人については、農業法人投資育成事業が既に措置されていることを踏まえ、当該事業の活用を促し、調整することとしています。

これに対して、農業法人投資育成制度では、農業を営む法人に対して出資をすることができるほか、農業に併せて加工・流通を行う法人にも広く出資することができます。また、新たに別法人を設立する必要もありません。

問4 本制度の出資金を、6次産業化の取組に活用することは可能ですか。

問6のとおり、資金使途に制約はなく、法人の行う農業生産のみならず、その農業法人自身が6次産業化に取り組むなど、幅広い活用が可能です。さらに、本制度の出資金を受けた農業法人がパートナー企業との共同出資により6次産業化事業体を設立する場合の出資原資として活用することも可能です。

問5 出資を受けるとどのようなメリットがあるのですか。

一般的に、出資を受けることにより、農業法人の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながったり、金融機関等からの融資を受けやすくなったりするほか、加工流通業者との安定的な取引が行いやすくなることが考えられます。

さらに、投資主体である大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることも可能です。

問6 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合からの出資金の用途に制約はありますか。

出資金は出資先の農業法人の資本金となるため、原則として資金用途に制約はありません。ただし、投資主体から出資を受ける際に、その用途について投資契約において定めが置かれた場合（例えば、設備投資に限る。）は、当該契約の内容に従う必要があります。

問7 融資を受けるのがいいか、出資を受けるのがいいか、どうやって判断したらいいのですか。

融資の場合は、融資を受けた先の利益の有無にかかわらず、予め約定したスケジュールで元利返済を行う必要があります。出資の場合は、出資を受けた先において利益が発生した場合に限り、その利益に応じて出資者に配当を行うこととなります。

こうしたそれぞれの性質を踏まえ、貴法人の財務状況を勘案しつつ、今後着実に成長していくためには融資又は出資のどちらを利用したほうがいいのかを判断していただく必要があります。

問8 出資を受けるための申し込みはどこにしたらいいのですか。

農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合にお申し込みいただくこととなりますが、ご不明な場合は最寄りの株式会社日本政策金融公庫支店又は農林水産省経営局金融調整課（電話：03-6744-1395）にご相談ください。

問9 農地を所有できる法人（農地所有適格法人）でも出資を受けることはできますか。

株式会社又は投資事業有限責任組合は、農地法上農地を所有できる法人（農地所有適格法人）に出資することが可能であり、農地所有適格法人でも出資を受けることができます。

問10 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合は、出資先である農業法人の経営にどこまで関与するのですか。

出資というリスクの高い資金を供給する場合は、通常、出資者から定期的に経営状況について報告を求められます。また、投資主体と出資先の農業法人との契約上、例えば、農業法人に大きな影響を与える経営判断を要する場合は、投資主体に事前に相談するなど、当該農業法人への関与について予め取り決めをするのが通例となっていますが、それぞれ事情が異なりますので、詳細は出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にお問い合わせください。

問11 出資期間が終了したら、その出資は引き上げられてしまうのですか。

出資期間や出資期間終了時の株式等の処分の方法については、出資時に予め投資主体と出資先の農業法人との契約において取り決められるのが通例となっておりますが、それぞれ事情が異なりますので、詳細は出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にお問い合わせください。

問12 出資期間が終了した際、農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が取得した株式等の処分については、例えば、無関係の者に売却しないなど、農業法人の意向を尊重したものとなるのですか。

株式等の処分の方法については、基本的には、出資時に予め投資主体と出資先の農業法人が協議をして決めておくのが通例となっており、実際に株式等を処分する際は、その取り決めに沿って行われることとなります。なお、事前に懸念される点があれば、農業法人の定款や投資主体との間の投資契約等において予め定めておくなど、投資主体と事前にご相談ください。

問13 農地法の改正（平成28年4月1日施行）によって農業法人投資育成制度はどのような改正が行われましたか。

農地法の改正により、当該法人の議決権・構成員要件が緩和され、農業生産法人と継続的取引関係を有しない者であっても、総議決権の2分の1未満までその法人の議決権を取得することができるようになりました（農業生産法人の株式を取得する場合は議決権のないものとする旨の投資円滑化法施行規則の規定については、改正農地法の施行に合わせて削除されました。）。

問14 平成27年度補正予算で予算措置をした農業法人経営発展支援投資育成事業について教えてください。

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の大筋合意を受け、農業法人投資育成事業の枠組みを活用しつつ、例えば、規模拡大や経営の多角化、農産物輸出など攻めの経営展開に取り組む農業法人について、

- ① 経常利益が3期平均で黒字でなくとも、3期連続で赤字でない場合
- ② 債務超過であっても、5年以内に債務超過の解消が確実な場合
- ③ 1投資先当たりの投資金額について、ファンド規模の10%を超える投資を必要とする場合

であっても、投資を受けることが可能となりました。